

本人通知制度に登録しましょう

あなたの個人情報、 不正に取得されていませんか？

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄抄本などを、本人からの委任状を持参した代理人や第三者に交付した時に、本人に対して交付の事実を通知する制度です。
通知を希望される方は、事前に登録申込みが必要です。



登録できる人

- ・小城市に住民登録や本籍がある方
(過去にあった方を含みます)

登録方法

- ・オンライン（小城市役所公式 LINE）で申し込み
マイナンバーカードと署名用電子証明書（暗証番号）
が必要になります。

登録に必要なもの（窓口・郵送）

- ・事前登録申込書
 - ・本人確認書類
- ※代理人による手続きには別途
書類が必要です。

- ・市民課（各出張所含む）窓口で申し込み
- ・郵送で申し込み

詳細はホームページをご確認ください。

小城市 本人通知制度

検索



大切な個人情報を守りましょう！



受付窓口

- ・小城市役所 市民課（各出張所含む）

通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し（除票を含む）
- ・住民票記載事項証明書（除票を含む）
- ・戸籍（除籍・改製原を含む）
- ・戸籍の附票（除附票・改製原を含む）



通知する内容

- ・証明書を交付した年月日
- ・証明書の種別、枚数
- ・交付請求者（代理人または第三者）の区別

※交付請求した代理人および第三者の氏名・住所は通知できません。

※代理人や第三者などから交付請求があった場合に、登録された人へ交付してよいかの確認を行うことや、交付できないようにする制度ではありません。

登録の有効期間

登録期間に期限はありません。

令和3年4月から有効期間の設定が廃止されており、更新申請は不要です。

登録内容の変更・廃止

氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、または事前登録を廃止しようとするときは事前登録（変更・廃止）届出書を提出してください。

不正取得が認められたとき

住民票の写しや戸籍などを第三者が不正に請求し、取得されたことが判明した場合、本人通知制度の事前登録の有無に関わらず、本人に交付した事実を通知します。

問い合わせ

制度や事前登録手続きに関すること：市民課
人権に関すること：人権・同和対策室

☎0952-37-6100
☎0952-37-6136